

公 告

支出負担行為担当官
防衛省情報本部
総務部長 伊藤 敬信

次のとおり一般競争入札を実施するので、入札及び契約心得を熟知の上、参加されたい。

1 競争に付する事項

件名	規格	単位	数量	履行期限	履行場所	要求番号	備考
受配電設備保安点検	仕様書のとおり (DIH-26)	式	1	契約日～ 令和5年3月31日	情報本部 (太刀洗通信所)	2022-7110	税抜 ※9(2)イ項による

2 競争参加資格

- 予算決算及び会計令第70条及び71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意書を得ているものは、同第70条の特別に理由のある場合に該当する。
- 防衛省競争参加資格(令和4・5・6年度の全省庁統一資格)の有資格者で「役務の提供等」の「D」等級以上に格付けされた者
- 格付けされている防衛省競争参加資格(令和4・5・6年度の全省庁統一資格)の等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則(防衛庁訓令第108号 平成18年12月26日)第18条第4項に該当する者
- 契約担当官等(他省庁含む)から指名停止等の措置を受けている者でないこと。
- 現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について契約を行おうとする者でないこと。
- 「会社更生法(平成14年法律第154号)」による更生手続開始又は、「民事再生法(平成11年法律第225号)」による再生手続開始を申立てられていない者、但し更生手続開始の決定又は、再生手続開始の決定を受けた者で、以下の①から③の書類全て提出した者を除く。
 - 更正手続開始決定書又は再生手続開始決定書(コピー可)
 - 許可決定に伴い定款、役員等に変更等があった場合にはそれを証明する書類(コピー可)
 - 上記②に伴う競争参加資格審査申請書変更届
- 都道府県警察から、暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続する有資格業者でないこと。

3 契約条項を示す場所

防衛省情報本部総務部会計課(東京都新宿区市谷本村町5-1)

4 入札説明会場及び日時

実施しない。

5 入札会場及び日時

- 入札会場:市ヶ谷駐屯地 E2棟3階 内局入札室
- 入札日時:令和5年1月26日(木) 13時40分

6 入札の無効

本公告第2項に示す競争参加資格のない者の入札、入札に関する条件(入札及び契約心得)に違反した入札は無効とする。

7 契約書作成の可否

- 契約金額が150万円を超える時は情報本部が定める契約書を、50万円を超える時は同請書を作成する。
- 適用する契約条項
役務請負契約条項
暴力団排除に関する特約条項
談合等の不正行為に関する特約条項

8 保証金に関する事項

入札保証金・契約保証金免除(ただし、落札者が契約を結ばないときは、入札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。)

9 その他

- 支出負担行為担当官への提出書類
ア 入札開始までに資格審査結果通知書の写しを提出すること。
イ 代理人による入札は、入札開始までに委任状を提出すること。
ウ 入札に参加を希望する者は、別に配布する入札参加届を提出すること。
エ 参考資料の提出(入札に当たり官側の希望する参考資料の提出にご協力下さい。)
参考資料の提出期限:令和5年1月19日(木)12時00分
- 落札者の決定方法
ア 予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内であり、入札書の最低価格の入札書を提出した者で、且つ、有効な入札を行った者を落札者とする。
イ 落札決定に当たっては、総額とし、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額(税抜き価格)を入札書に記載すること。
- 下請負
現に指名停止を受けている者の下請負については、原則として認めないものとする。ただし、下請負を行うことが真にやむを得ないと認められる場合には、この限りでない。
- 入札要領
本案件は、府省共通の「電子調達システム」(<http://www.geps.go.jp/>)を利用した応札及び入札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札について入札時間までに入札会場へ到着したものに限り、事前に郵送する旨を連絡すること。
- その他
消費税の課税業者に該当しない場合は、入札参加届を提出する際に申告すること。

10 本公告に関する照会先

東京都新宿区市谷本村町5番1号 防衛省情報本部会計課 担当:大西(おおにし)
TEL 03-3268-3111(内線 31752) FAX 03-5225-9641

調達要求書：

情報本部仕様書			
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	受配電設備保安点検	D I H - 2 6 号	
		大臣承認	令和 年 月 日
		作成	令和5年 1月 6日
		改正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
作成	情報本部太刀洗通信所		

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、情報本部太刀洗通信所において使用する受配電設備保安点検（以下、本役務という。）について規定する。

1.2 引用文書等

1.2.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、仕様書の一部をなすものであり、特に版を指定するもの（引用文書の前に※をもって示す。）のほかは、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。ただし、本役務中に、引用文書に定める法令等に変更があった場合は、その最新版が優先されるものとする。

a) **法令等** 防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）

1.3 関連文書

関連文書は次による。

a) **法令等** 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年3月27日通商産業省令第52号）、電気設備の技術基準の解釈

2 役務に関する要求

2.1 役務時期

役務時期は、契約日から令和5年3月31日までの間とする。停電を伴う作業については原則土曜日、日曜日及び祝日の実施とし、役務実施日の細部については官側との調整によるものとする。

2.2 役務場所

保守点検実施場所は情報本部太刀洗通信所(住所：福岡県朝倉郡筑前町下高場1376-2)とする。

2.3 役務内容

太刀洗通信所の高圧電線路の絶縁診断，保護継電器試験，絶縁油診断及び遮断器の細密点検。点検内容の細目については，別表 1－1 及び別表 1－2 による。

3 品質保証

3.1 監督・検査

契約相手方は，本役務の監督及び検査については，支出負担行為担当官の定める監督及び検査実施要領により，監督及び検査を受けるものとする。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は，表 1 による。

表 1 提出書類

番号	名称	部数	納入形態	提出時期	備考
1	実施計画書	1	紙媒体	契約後，速やかに	作業工程等及び作業人員
2	役務写真	1		作業終了後，速やかに	工程写真等及び完成検査状況
3	作業報告書	1		作業終了後，速やかに	各項目別測定等の結果

4.2 情報保全

a) 契約相手方は，本役務の履行上，守秘義務を負うものとし，本役務で知り得た官有施設及び装備品の状況等，一切の情報を役務履行中及び役務終了後を問わず，漏洩してはならない。また，この役務で知り得た個人情報ならびにこれに類する情報についても同様とする。

b) 保守点検整備業務に従事するものは，日本国籍を有し，日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張した団体等，その他を結成し又は加入若しくは協力してはならない。

c) 契約相手方は，本契約の履行にあたり，電子計算機，可搬型記憶媒体及び携帯型情報通信・記録機器を持ち込み及び持ち込み使用することが必要な場合は，事前に官側と調整し，許可を得るものとする。

4.3 立入申請

契約相手方は，本契約の締結後，速やかに情報本部太刀洗通信所への立入手続きを行うものとする。

4.4 物品等の破損

契約相手方は、細心の注意をもって役務を行うものとし、実行上の不備・不注意又はその他の事故により物品等に損傷等を与えた場合は契約相手方の責任の下、これを復旧させるものとする。

4.5 第三者従事者等

第三者を従事させる場合等には、情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスクの対応のための措置について（通達）に基づき所要の届出を実施するものとする。

4.6 官側の支援

- a) 現地における本役務において必要な、官有器材の一部及び施設等の利用
- b) 現地における本役務において必要な、官側の電力、水道等の使用
- c) その他、官側が必要と認めた事項

4.7 仕様書に関する疑義

契約相手方は、本仕様書について疑義が生じた場合には、速やかに支出負担行為担当官と協議するものとする。

4.8 添付書類

別図「情報本部太刀洗通信所案内図」

点検内容の細目(1)

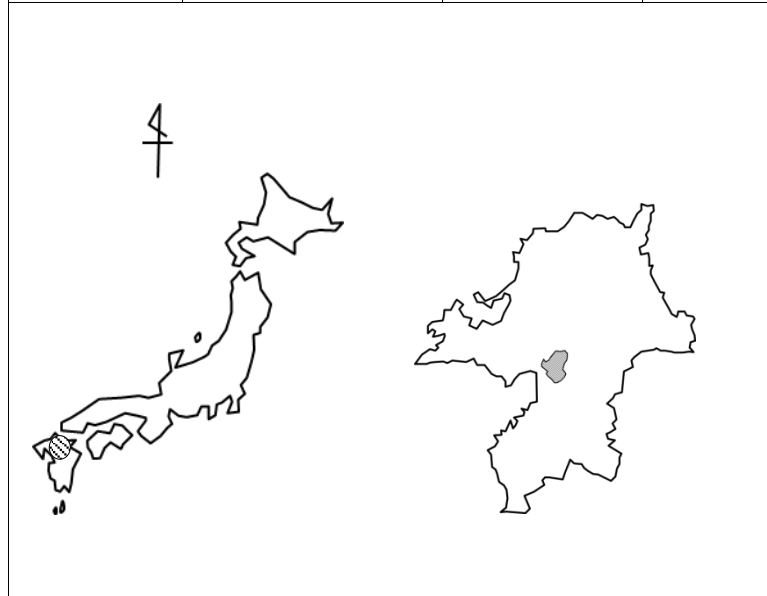
場 所	項 目	種 類	点検内容	数 量
# 4 9 電気室	絶縁抵抗測定	高 圧	絶縁抵抗測定(電路・機器等)	1 6 区分
	過電流継電器 (OCR(51))試験	一般 (1要素リレー)	最小動作電流試験、限時特性試験(200%、500%)	9台 (18相)
	不足電圧継電器 (UVR(27))試験	一般 (1要素リレー)	動作電圧試験(最小、復帰)、動作時間測定	2台
	地絡方向継電器 (DGR(67))試験	一般 (2要素リレー)	最小動作電流試験、動作時間特性試験及び蓄勢トリップ試験	6台 ^{※1}
	遮断器・開閉器の 精密点検	真空電磁接触器 (VMC)(機器引き出しタイプ)	主回路部・操作機構部・制御装置部の点検及び注油	3台
		気中遮断器(ACB)(機器引き出しタイプ)		8台
		真空遮断器(VCB)(機器引き出しタイプ)		9台
外観点検 (簡易清掃を含む)	キュービクル	外観観察点検・端子(露出部)の増締・簡易清掃	1式	
# 4 7 体育館 屋外キュービクル	絶縁抵抗測定	高 圧	絶縁抵抗測定(電路・機器等)	1 区分
	絶縁油試験	油入変圧器	酸化度測定、絶縁耐力試験	2台
	外観点検 (簡易清掃を含む)	キュービクル	外観観察点検・端子(露出部)の増締・簡易清掃	1式
# 2 1 庁舎 屋外キュービクル	絶縁抵抗測定	高 圧	絶縁抵抗測定(電路・機器等)	5 区分
	外観点検 (簡易清掃を含む)	キュービクル	外観観察点検・端子(露出部)の増締・簡易清掃	1式
# 3 5 電気室	絶縁抵抗測定	高 圧	絶縁抵抗測定(電路・機器等)	3 区分
	過電流継電器 (OCR(51))試験	一般 (1要素リレー)	最小動作電流試験、限時特性試験(200%、500%)	1台 (2相)
	地絡方向継電器 (DGR(67))試験	一般 (2要素リレー)	最小動作電流試験、動作時間特性試験及び蓄勢トリップ試験	1台
	遮断器・開閉器の 精密点検	気中遮断器(ACB)(機器引き出しタイプ)	主回路部・操作機構部・制御装置部の点検及び注油	2台
		真空遮断器(VCB)(固定タイプ)		2台
外観点検 (簡易清掃を含む)	キュービクル	外観観察点検・端子(露出部)の増締・簡易清掃	1式	

※1 PAS用を含む

点検内容の細目(2)

場 所	項 目	種 類	点検内容	数 量
# 27 電気室	絶縁抵抗測定	高 圧	絶縁抵抗測定(電路・機器等)	10 区分
	過電流継電器 (OCR(51))試験	一般 (1要素リレー)	最小動作電流試験、限時特性試験(200%、500%)	3台 (6相)
	不足電圧継電器 (UVR(27))試験	一般 (1要素リレー)	動作電圧試験(最小、復帰)、動作時間測定	2台
	地絡継電器 (GR)試験	一般 (1要素リレー)	最小動作電流試験、動作時間特性試験及び蓄勢トリップ試験	3台
	遮断器・開閉器の 精密点検	真空電磁接触器 (VCB)(機器引出しタイプ)	主回路部・操作機構部・制御装置部の点検及び注油	3台
		気中遮断器(ACB)(機器引き出しタイプ)		3台
		真空遮断器(VCB)(固定タイプ)		2台
外観点検 (簡易清掃を含む)	キュービクル	外観観察点検・端子(露出部)の増締・簡易清掃	1式	
# 40 局舎 電気室	絶縁抵抗測定	高 圧	絶縁抵抗測定(電路・機器等)	11 区分
	過電流継電器 (OCR(51))試験	一般 (1要素リレー)	最小動作電流試験、限時特性試験(200%、500%)	3台 (6相)
	遮断器・開閉器の 精密点検	真空電磁接触器 (VCB)(機器引出しタイプ)	主回路部・操作機構部・制御装置部の点検及び注油	5台
	外観点検 (簡易清掃を含む)	キュービクル	外観観察点検・端子(露出部)の増締・簡易清掃	1式

部隊名	太刀洗通信所	役務名称	受配電設備保安点検	図面名称	案内図
-----	--------	------	-----------	------	-----



住所:福岡県朝倉郡筑前町下高場 1376-2

A detailed street map of the site area. The site location is marked with a hatched rectangle. Labels on the map include '西鉄 津島駅', '宝満川', '筑前町線 久松 西小田原', '太刀洗通信所', '下高場', '南橋本', '安野', '高橋', '西鉄天神大牟田線', and '新市'.

A detailed site plan showing buildings and courtyards. A north arrow is at the top center. Buildings are labeled with numbers: 21, 35, 40, 47, and 49. Specific areas are labeled: '#21庁舎屋外キュービクル', '正門', and '#47体育館屋外キュービクル'. The plan is divided into 'A地区' (top right) and 'B地区' (bottom left). A legend indicates that hatched areas represent '作業箇所' (work areas). A road labeled '県道' is shown on the right side.